

## ● 介護保険 訪問看護費・介護予防訪問看護費

令和3年4月改定

イ 訪問看護ステーションの報酬	(介護)	(介護予防)
(1)20分未満	313単位	302単位
(2)30分未満	470単位	450単位
(3)30分以上1時間未満	821単位	792単位
(4)1時間以上1時間30分未満	1,125単位	1,087単位
○准看護師の訪問含む場合は所定額の90/100		
○理学療法士等1回20分以上 (週6回まで)	293単位	283単位
1日2回を超えた場合は90/100、介護予防は50/100の算定	264単位	142単位
※利用開始日の月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位減算		
◎同一敷地内建物等の利用者、及びそれ以外の範囲の同一建物の20人以上利用者への訪問看護は所定額の90/100、同一敷地内建物等における50人以上利用者は85/100		
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携型訪問看護 (月1回)		2,954単位
○要介護5の利用者の場合は800単位の加算(月1回)		
○准看護師は所定額の98/100を算定		
○特別指示等医療保険の訪問看護期間は97単位/日の減算		
○要介護5の変更、短期入所利用等は日割り計算		
◎サービス提供体制強化加算Ⅰ(1月につき)		50単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ(1月につき)		25単位
+		
○夜間・早朝加算		単位数の25%
○深夜加算		単位数の50%
+		
○複数名訪問加算(Ⅰ)	イ30分未満 ロ30分以上	254単位 402単位
○複数名訪問加算(Ⅱ) (看護補助者との同時訪問)	イ30分未満 ロ30分以上	201単位 317単位
+		
○長時間訪問看護加算		300単位
+		
◎特別地域訪問看護加算(離島等に該当する地域における事業所)		単位数の15%(回)
+		
◎中山間地域等にある小規模事業所の加算		単位数の10%
+		
◎中山間地域等への訪問看護提供加算		単位数の5%
+		
◎緊急時(介護予防)訪問看護加算(1月につき)		574単位
※緊急訪問は所要時間に応じた単位数を算定(2回目以降の早朝・夜間・深夜加算の算定可)		
+		
◎特別管理加算(1月につき)【別表】		500単位
(Ⅰ)在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態		
◎特別管理加算(1月につき)【別表】		250単位
(Ⅱ)その他		
+		
○初回加算(新規利用者)(月1回)		300単位
又は退院時共同指導加算(1回、特別管理2回)		600単位
+		
○看護・介護職員連携強化加算(特定業務)		250単位
+		
◎ターミナルケア加算		2,000単位
※医療保険の訪問看護との通算可、介護予防訪問看護費は算定なし		
+		
◎サービス提供体制強化加算Ⅰ		1回につき6単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ		1回につき3単位
+		
○看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき)		550単位
○看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき)		200単位
○看護体制強化加算(介護予防)(1月につき)		100単位
※ハ以外の加算		

※1単位は1級地11.40円～その他10円まで地域差がある ◎は区分支給限度基準額の枠外加算となる